

議案第 93 号

令和4年度宝塚市病院事業会計補正予算第2号

資料 2 看護職員処遇改善評価料を活用した看護職員等の処遇改善について

- 1 目的 新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く看護職員の収入を引き上げる。
- 2 事業概要 地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員等を対象に収入を3%(12,000円)程度引き上げるための仕組みとして、診療報酬に「看護職員処遇改善評価料」(以下、「評価料」といいます。)が新設され、本年10月より医療機関はこれを算定して、看護職員等の処遇改善に充てることができます。

※ 「地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関」とは次のとおりです。市立病院は(1)に該当します。

- (1) 救急医療管理加算を算定する救急搬送が200件以上である医療機関
- (2) 三次救急を担う医療機関

- 3 財源について (1) 各医療機関の評価料について
看護職員数及び入院患者数に応じて、入院患者一人あたりに算定する診療報酬点数が決定されます。

【診療報酬点数の計算式】

$$\text{診療報酬点数} = \frac{\text{看護職員数等の賃上げ必要額} \times (\text{各医療機関の看護職員等の数} \times 12,000 \text{円} \times 1.165)}{\text{各医療機関の延べ入院患者数(1ヶ月あたり)} \times 10 \text{円}}$$

※ 乗数 1.165 は処遇改善に伴う法定福利費増加相当額が加味されたもの。

※ 正確には上式で算出される「診療報酬点数」を、所定の表にあてはめ、正式な診療報酬点数として決定されます。

- (2) 診療報酬の請求について
入院基本料、特定入院料、短期滞手術等基本料を算定する全ての患者に毎日算定して入院収益として収入します。
- 4 処遇改善について (1) 対象職員
ア 看護職員(看護師、准看護師、助産師)
イ 制度上、看護補助者、理学療法士、作業療法士等のコメディカル職員も、処遇改善の対象者に加えることができます(ただし、診療報酬の加算対象にはなりません)。県看護職員等処遇改善事業補助金(本年2月分から9月分まで)を活用した先行事業では、看護補助者を対象としています。
(2) 支給額方法等
ア 職種、役職及び雇用形態に関わらず例月給与で看護職員等処遇改善手当として支給します。ただし、週所定労働時間がフルタイムに満たないものは、所定労働時間に応じる額とします。
イ 詳細な条件等が通知され次第、支給額等を決定します。